

2019年7月吉日

お客さま各位

水戸証券株式会社

外貨決済サービス開始のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、2019年7月16日から外国株式の受渡し精算時に日本円から直接米ドルへ転換させる「外貨決済サービス」を開始いたします。
(米ドルから日本円への転換も可能となります。この場合、為替差損益※が発生する可能性がございます。)

これは、2019年7月16日の取引(約定)から、株式等の受渡日が1営業日早まることによる、外国株式の受渡し精算時のお客さまの時間的な負担を解消するため導入するものです。

今後は、従来の米ドルMMFを介した外国株式の受渡し精算は、お客さまからの申し出がない限り、本サービスを介した受渡しで対応させていただきます。なお、従来の米ドルMMFを介した受渡しをご希望される場合は、その旨をお取引部店の担当者にお申し出下さい。

敬具

※為替差損益に対する税金

為替差益は、雑所得として総合課税の対象となるため、確定申告が必要です。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者で、為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下であれば確定申告は不要です。(複数の会社から給与を得ている等、一定の場合を除きます。)
また、為替差損は、他に雑所得(総合課税)がある場合、確定申告をすることにより、相殺することも可能です。詳しくは、税理士、税務署等の専門家へお問い合わせ下さい。

※本件に関して、ご不明な点、ご質問のある場合は、お客さま問合せダイヤル(フリーダイヤル0120-813-315)までご連絡願います。